

# 法定外税の検討

## その4

- 
- ・ 税負担水準の考え方
  - ・ 税率（案）

# 本資料での議論の内容

## 【一般的な道府県産廃税条例の構成】

### 第1 課税の根拠

→ 普通税か目的税か。目的なども規定

### 第2 定義規定

### 第3 納税義務者

### 第4 課税標準

→ 道府県産廃税一般では、最終処分場に埋立処分のために搬入される産業廃棄物の重量とされる。

### 第5 税率

→ 道府県産廃税一般では、1トンにつき、1,000円とされる。

### 第6 賦課徴収方法

申告納付又は特別徴収

### 第7 減免

## 【考えられる主な論点】

### 1 税導入の必要性

### 2 使途

### 3 課税物件（課税客体）

課税の対象とされる物・行為又は事実

### 4 課税標準

課税物件を具体的に数量や金額で示したもの

### 5 納税義務者

### 6 税率

### 7 徴収方法

### 8 非課税事項

### 9 課税の対象期間

### 10 骨子案

### 11 最終案

# 1 税負担水準をどのように検討すべきか

## 税負担水準に係る租税の基本的な考え方

法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

(1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

(2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

(3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

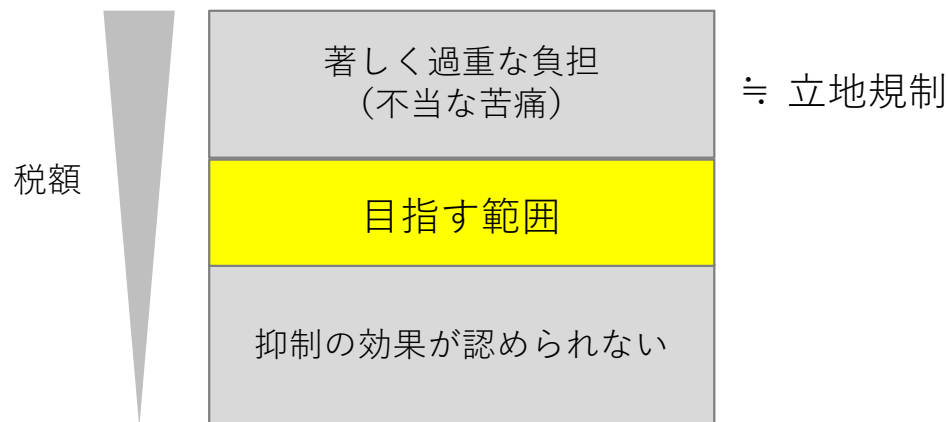
→ 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」（抄）

（平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知）

- ・ 著しく過重な負担は設定できない。
- ・ 事業者が負担に感じない程度の負担では拡張抑制の効果が見込めないのでは。

拡張を抑制することにつながる（効果が見込める）税負担水準をどう見極めるか。



# 1 税負担水準をどのように検討すべきか

## 規模割で拡張抑制の効果を得る考え方 ①

・ 適当な税負担により、当地における事業の採算性を低下させることにより、事業を拡大しないよう働きかける。

・ 宮城県再生可能エネルギー地域共生促進税の例

〔考え方〕

営業利益の何%を税負担とすれば、行動変容につながるか。

→ 10%程度 = 抑制効果なし

→ 30%~40% = 過重な負担？

「儲けは出るが、投資対象としての魅力はなくなる」というギリギリの境界線が、営業利益の20%（売上比で約3%程度。実際、減価償却を行っている最初の17年間は当該経費等により営業利益の40~50%になるとのこと）として、設定された。

## 【 税率を算出するアプローチ ① 】

最終処分料金の一般的な相場（経営、利益の状況）から、過重な負担にならない一方で事業の拡大を思いとどまるように働きかける負担を導き出す。

→ 公表されているデータがあるか。

→ 事業者からの意見聴取が有効か。

# 1 税負担水準をどのように検討すべきか

## 規模割で拡張抑制の効果を得る考え方 ②

・ 適当な税負担により、当地における事業の採算性を低下させることにより、事業を拡大しないよう働きかける。

- 産業廃棄物最終処分場における事業の採算性について、把握・検証することは困難？
- 事業者からの意見聴取では不十分。一者のみでは普遍性がない。

・ 豊島区狭小住戸集合住宅税（ワンルームマンション税）の例

1戸あたり50万円という税額は、固定資産税の標準税率と制限税率の差額を基に算出された。

ワンルームマンションの建築を抑制し、ファミリー向け住戸への誘導という政策目的を達成するための経済的負担の妥当性を検討。その際、以下の計算モデルを採用した。

- ・ 標準的なワンルームマンション1戸分を建築した際に、標準税率1.4%で課税した場合の総額と、制限税率2.1%（標準税率との差は0.7%）で課税した場合の総額を、47年間にわたって比較した。
- ・ このシミュレーションにより、制限税率まで引き上げた場合の差額が「概ね50万円」となることが判明した。

「建築を抑制する」とはいうものの、結局は**法律上許容されていると考えられる額**（当時の制限税率）を税額として設定し、課税した結果として抑制の効果を得るというアプローチ

## 【税率を算出するアプローチ ②】

まず社会的に受容されている水準で課税してみることにより、効果を見極めていく。

- 社会的に受容されている水準とは？